

【基本理念】「府内での土砂災害による犠牲者ゼロの継続」  
（人命を守ることを最優先）

土砂災害防止法に基づく  
区域指定のあり方

- 土砂法を基軸とした施策の展開
  - ・「逃げる」社会システムの構築
  - ・「凌ぐ」まちづくりの推進

	区域指定済箇所		Yの指定率(%)
	Y	R	
土石流	116	66	6.2
地すべり	0	0	0
急傾斜地崩壊	1,812	887	76.9
計	1,928	953	44.2

※平成24年2月16日時点  
指定率は、危険箇所数4,361箇所が母数

○効率的、効果的な指定の進め方

- ・指定を優先する考え方  
（災害時要援護者施設、避難地、避難路など）
- ・地区単位の指定  
（土石流、地すべり、急傾斜地崩壊の指定方針の整理）
- ・指定手続きの進め方  
（指定保留箇所の早期指定など）

⇒区域指定アクションプラン  
の立案

すべての施策は、土砂法にはじまる  
■区域指定の推進策の検討

★第一に「逃げる」施策の優先実施（自助、共助を支える公助）

「逃げる」施策の3本柱をつなぐ「地区単位のハザードマップ」

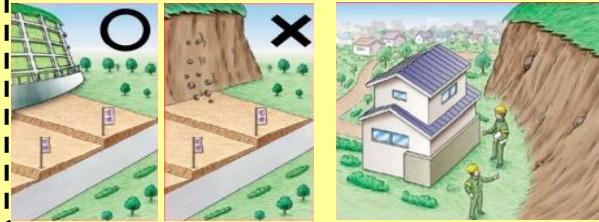
- 1. 危険個所の明確化と住民周知（土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定推進）
- 2. 警戒避難体制の整備（地区単位のHM作成促進、適時適切な情報提供、明確な避難判断基準）
- 3. 住民の防災意識の向上（住民参加型避難訓練の実施、自主防災組織・防災リーダーの育成）

★第二に「凌ぐ」施策の展開

■土砂災害防止法に基づく「特別警戒区域指定」による効力

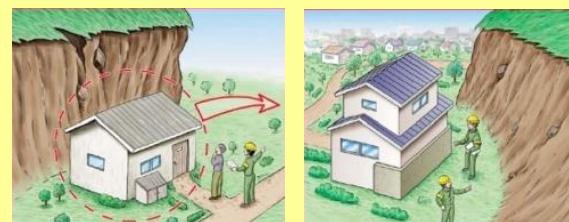
新たな開発の抑制

- 1. 開発制限
- 2. 建築物の構造規制



既存家屋等の対策

- 1. 移転等の勧告
- 2. 増改築時の家屋補強



★第三に「防ぐ」施策の重点化（選択と集中）とコスト縮減

○土石流対策

■施設の整備方針

「災害発生時の危険度」と「災害発生時の影響」を、土砂災害防止法の基礎調査結果より評価し**重点化**

⇒土砂災害防止法の区域指定が必須

◆地元の「逃げる」施策の取組を評価

- 重点箇所の施設整備の優先実施

影響範囲  
広域

○地すべり対策\*

- 地すべりの対策工の実施

※危険箇所は、今後、地すべりの挙動が確認された場合に、事業実施

○急傾斜地崩壊対策

- ・施設整備による効果が極めて限定的
- ・土地所有者等に保全義務
- ・民有地に設置する公有施設

●施設整備のあり方検討

（府、市町村、住民の役割、費用負担等）

●施設整備の考え方検討

（何をどう守るのか、維持管理等）

特定の地域

警戒避難体制整備のあり方

- 地区単位ハザードマップ作成促進  
（モデル地区設定での市町村支援）  
（地域安全センターの活用など）  
（一時避難場所の設定）
- ハザードマップを活用した避難訓練  
（住民参加型による避難訓練の実施）
- 避難行動を促す情報の発信及び  
発信基準の設定  
（市町村における避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成、見直し及びこれに基づく情報発信の実践）  
（土砂災害警戒情報の充実）

地域住民自ら「逃げる」社会構築を目指して  
■住民、市町村、府をつなぐ施策の検討

急傾斜地崩壊対策のあり方

- 費用対効果と公益性の視点
- 広域行政と基礎自治体、住民の役割の視点
- 民有地に新たに設置する公有施設  
⇒ 恒久的な維持管理が必要になる



■「凌ぐ」制度の構築検討  
（「建築補強助成制度」創設の検討）



建築確認による事例

土砂災害特別警戒区域内に位置するため、壁式を設置

■「防ぐ」施設のあり方検討  
（発生源での対策or保全家屋での対策）  
（公益性の観点から守るべきもの）